

資料第 2 1 市町村被害状況報告要領

(宮城県地域防災計画から転記)

市町村被害状況報告要領

1 趣旨

この要領は、災害対策基本法(昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号)第 5 3 条第 1 項(被害状況等の報告)及び消防組織法(昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号)第 2 2 条(消防情報に関する報告)の規定に基づく災害発生時に関する被害状況等について、迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害対策基本法第 2 条第 1 項に定める災害のうち火災を除いたものとする。

3 被害状況報告等の基準

この要領に基づく被害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合に行うものとする。

(1) 一般基準

- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ロ 災害により災害対策本部を設置したもの
- ハ 1 の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

- イ 地震
地震が発生し、県内で震度 4 以上を記録した場合
- ロ 津波
津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ハ 風水害
(イ) がけくずれ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
(ロ) 河川のいっ水、破堤、高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ニ 雪害
(イ) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
(ロ) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- ホ 火山災害
(イ) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
(ロ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたものへその他、特に報告の指示があったもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告するものとする。

4 報告の種類等

- (1) 報告の種類、様式等は次のとおりとし、報告の方法は、原則として宮城県総合防災情報シ

システム（以下、「MIDORI」という。）の端末機により所管の地方振興事務所を経由して県に報告するものとする。ただし、市町村が県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告するものとする。

イ 災害概況即報

市町村及び消防本部は、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合又は災害が発生するおそれのある場合は、その概況について、自主的に様式第 1 号により即時報告するものとし、震度 4 以上の地震が記録された場合には、様式第 2 号（その 1）により庁舎施設等の被害の概況を県に対し報告するものとする。ただし、震度 5 強以上の地震が記録された場合には消防庁が定める火災・災害等報告要領に基づき消防庁へも直接報告するものとする。その際には、MIDORI を用いずファクシミリ等により報告するものとする。

ロ 被害状況報告〔即報〕

（イ）市町村は、被害状況が判明次第、その状況を県の指定する期日までに様式第 2 号により報告するものとする（おおむね 1 日 1 回程度）。ただし、報告後に大幅な変更等があった場合には、その都度報告するものとする。

（ロ）市町村は、自らの対応能力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集及び迅速な報告に努めるものとする。

ハ 被害状況報告〔確定〕

市町村は、県の指定する期日までに様式第 2 号により被害状況についておおむね災害が発生してから 2 週間以内確定報告するものとする。

（2）MIDORI の操作については、別途定めるマニュアルによるものとする。

（3）MIDORI に障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合についての報告方法については、県からの指示により行うこととする。

（4）県は、（3）の指示においては、次の事項を明示するものとする。

イ 災害名称

ロ 報告手段（防災行政無線ファクシミリ、電話、メール等）

ハ 即報・確定報の別

ニ 報告時点

ホ 入力的时间帯

ヘ その他の必要な事項

5 災害概況即報（様式第 1 号）記入要領

（1）「災害の概況」には、災害が発生した（発生のおそれがある）具体的地域名、発生日時、災害の種別（台風、豪雨、洪水、地震、津波等）概況等を記入するものとする。

（2）「被害の状況」には、災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入するものとする。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

（3）「応急対策の状況」には、災害に対して、災害対策基本法第 2 3 条の規定に基づく災害対

策本部、現地災害対策本部等を設置した場合には、その名称及び設置の日時を記入するとともに、市町村が講じた応急対策について次の例により記入するものとする。

(例)

- イ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ロ 避難の勧告・指示の状況
- ハ 避難所の設置状況
- ニ 他の地方公共団体への応援要請及び応援活動の状況
- ホ 自衛隊の派遣要請、活動状況

6 被害状況報告（様式第 2 号）記入要領

(1) 人的被害

イ「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

なお、災害により重傷等を負った者が確定報告までに当該災害が原因で死亡した場合にも死者とする。

ロ「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ハ「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。

ニ「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうちハに該当する者を除く者とする。

ホ 負傷者の内訳（重傷者・軽傷者）が判明しない時点においては、「軽傷者」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。

(2) 住家被害

イ「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。ただし、別荘は非住家扱いとする。

ロ「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70%以上に達したもので、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。

ハ「半壊」とは、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には住家の損部分が、その住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。

ニ 住家被害の内訳（全壊・半壊）が判明しない時点においては、「半壊」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。

ホ「一部損壊」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。

ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。

へ「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

ト「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

チ「棟」とは、一つの建築物とする。ただし、母屋より床面積の小さい附属屋（同一宅地

内にあって、非住家として計上するに至らない物置、便所、風呂等）については、母屋と同一棟とみなす。

リ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。

例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生計が別であれば分けて扱うものとする。

また、共同住宅（アパート、マンション等）の一階部分が床上浸水・床下浸水した場合は、その建物の上階の世帯分についても被害世帯に入れるものとする。

(3) 非住家被害

イ 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。

これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

ロ 「公共建物（全・半壊）」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

ハ 「その他（全・半壊）」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。

(4) 火災発生

イ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

ロ 「119番通報」については、消防本部のみ報告するものとする。

ハ 火災発生の内訳（建物・危険物・その他）が判明しない時点においては、「建物」として報告することとし、判明後において訂正することとする。

(5) 庁舎施設の状況及び庁舎周辺の状況

震度4以上の地震発生時において、日視及び通報などにより可能な範囲で記載するものとし、内容の確認が取れた時点において、「住家被害」、「非住家被害」、「火災発生」の欄に内訳を記載するものとする。

イ 「庁舎被害」については、建物の傾斜・損壊、壁の亀裂・崩落など、建物に濃大な被害が発生した場合「有」とし、軽微なガラスの破損やタイルのはく離は含まないものとする。

ロ 「庁舎内の異常」については、キャビネットや事務機器の倒壊などがある場合に「有」とする。

ハ 「電気の使用」については、自家発電装置により使用できる場合は「可」とする。

ニ 「水道の使用」については、水道が使える場合に「可」とする。

ホ 「一般電話回線の支障」については、外部との通話が円滑にできない場合には「有」とする。

へ 「都市ガス」については、ガス設備が使える場合に「可」とする。都市ガスの該当がない場合には記入を要さない。

ト 「家屋の倒壊」については、全壊又は半壊とする。

(6) その他

イ 「災害対策本部等の設置状況」については、当該災害に対して、災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部、現地災害対策本部等を設置した場合に、その名称、設置又は解散の日時を記入するものとする。

ロ 「人的被害の詳細」については、人的被害が生じた場合、被害区分（死亡・行方不明・

- 重傷・軽傷), 氏名, 性別, 年齢, 住所及び被害に至った状況について記入するものとする。
- ハ 「避難勧告等の状況」については, 地区名, 種別 (指示, 勧告, 自主), 勧告日時, 世帯数, 人数, 避難場所, 解除日時等を記入するものとする。
- ニ 「災害発生場所」については, 被害を生じた地域名を記入するものとする。
- ホ 「災害発生年月日」については, 被害を生じた日時又は期間を記入するものとする。
- ヘ 「災害の種類概況」については, 災害の種別, 災害の経過, 今後の見通し等を記入するものとする。
- ト 「応急対策の状況」については, 当該災害に対して, 市町村が講じた応急対策について次の例により記入するものとする。
- (イ) 消防, 水防, 救急・救助等消防機関の活動状況
 - (ロ) 他の地方公共団体への応援要請, 応援活動の状況
 - (ハ) 自衛隊の派遣要請, 出動状況
- チ 「住家被害の状況」のうち(1)の全壊・半壊・一部破損については, 被害区分, 住所, 被害に至った状況について記入するものとする。また, (2)の床上・床下浸水については, 被害区分, 地区名及び地区ごとの被害の内訳を記入するものとする。
- リ 「非住家被害の状況」は被害区分 (全壊, 半壊), 所在地, 被害に至った状況を記入するものとする。
- ヌ 様式第 1 号及び様式第 2 号における日時等の時間は, 24 時間表示により記入するものとする。

附貝

この要領は, 平成元年 9 月 25 日から施行する。

附則

この要領は, 平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は, 平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は, 平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は, 平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は, 平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は, 平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(宮城県地域防災計画から転記)

様式第 1 号

災 害 概 況 即 報

災害名 (第 報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
発信機関名	
発 信 者 名	
電 話 番 号	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応援対策の状況	災害対策本部等の設置状況		名 称							
			設 置 日 時							

様式第 2 号（その 1）

被害状況報告（即報・第 報・確定）

災 害 名				区 分		単位	被 害	
報 告 時 点		月 日 時 現在		火災 発生	建 物		件	
市（区）町村名					危 険 物		件	
課 係 名					そ の 他		件	
報 告 者 名					119 通報	火災通報	件	
				救急通報		件		
区 分			単位	被害概況（震度 4 以上の地震発生時）				
人 的 被 害	死 者		人	庁 舎 施 設 の 状 況	庁 舎 被 害		有 ・ 無	
	行方不明者		人		庁 舎 内 の 異 常		有 ・ 無	
	負 傷 者	重 傷	人		電 気 の 使 用		不可 ・ 可	
		軽 傷	人		水 道 の 使 用		不可 ・ 可	
住 家 被 害	全 壊		棟	庁 舎 周 辺 の 状 況	一般電話回線の支障		有 ・ 無	
			世帯		都 市 ガ ス		不可 ・ 可	
			人		家 屋 の 倒 壊		有 ・ 無	
	半 壊		棟	庁 舎 周 辺 の 状 況	火 災 の 発 生		有 ・ 無	
			世帯		電 気 の 使 用		不可 ・ 可	
			人		水 道 の 使 用		不可 ・ 可	
	一 部 破 損		棟	一 般 電 話 回 線 の 支 障	一般電話回線の支障		有 ・ 無	
			世帯		都 市 ガ ス		不可 ・ 可	
			人					
	床 上 浸 水		棟	災 害 対 策 本 部 の 設 置 状 況				
			世帯					
			人		災害対策本部設置		月 日 時 分	
	床 下 浸 水		棟	災 害 対 策 本 部 の 設 置 状 況	災害対策本部廃止		月 日 時 分	
			世帯		警戒本部等設置		月 日 時 分	
			人		警戒本部等廃止		月 日 時 分	
	非 住 家	公共建物（全・半壊）		棟	消防職員出動延人数		人	
その他（全・半壊）		棟	消防団員出動延人数		人			

様式第 2 号

市町村コード () 市 (区) 町村名 ()

人 的 被 害 の 詳 細 (氏名等記載欄の下に被害に至った状況を記載)	被害区分	氏 名		性別	年齢	住 所	
避難勧告の状況 (種別には指示・勧告・自主の種別を記載)	地区名	種 別	勧告等 日 時	勧告世帯 ／人数	実避難世帯 ／人数	避難場所	解除日時
1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 応急対策の状況							

様式第2号（その3）

市町村コード（ ） 市（区）町村名（ ）

1 住家被害の状況

（1）全壊・半壊・一部破損

被害区分	住 所	被害に至った状況（要因, 損傷の程度, 人的被害の有無等）

（2）床上・床下浸水

被害区分	地 区 名	棟 数	世帯数	人 数

2 非住家被害の状況

（1）公共建物

被害区分	所 在 地	施設等の名称	被害に至った状況（要因, 損傷の程度等）

（2）その他の建物

被害区分	所 在 地	施設等の名称	被害に至った状況（要因, 損傷の程度等）